

20年経験者研修実施要綱

埼玉県教育委員会

1 目 的

教職経験20年目の教員等が自己の指導方法や教育実践を振り返り、より一層意欲をもち、学校運営に積極的に参加し、職務に取り組むことができるよう、時代に応じた専門的知識や幅広い教養を身に付けることを目的とする。

2 対 象

20年経験者研修の対象となる教員等（以下「20年経験者研修教員」という。）は、公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の教員等で、原則として教職経験20年目の者とし、該当者は全員が受講する。

ただし、別表Ⅰに掲げる者は、20年経験者研修の対象から除外する。

3 研修方法及び内容等

以下の(1)、(2)のいずれかを選択し、研修を実施又は受講する。

- (1) 校（園）内研修とし、別表Ⅱを標準として実施する。
- (2) 県立総合教育センターで実施する専門研修の中で、「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」の「第4ステージ」に相当する内容を含むもののうち、県立総合教育センターが指定する研修を今年度受講する。

4 報 告

校長は、20年経験者研修教員の研修実施報告書を所管する教育委員会の教育長に提出する。

5 実施運営

- (1) 県教育委員会は、20年経験者研修を効果的に運営するため、20年経験者研修実施運営委員会（以下「実施運営委員会」という。）を設置する。
- (2) 実施運営委員会は、県立総合教育センター総合企画長を長とし、その設置要綱は別に定める。

附則 平成17年3月10日制定

附則 平成21年4月 1日一部改正

附則 平成28年4月 1日一部改正

附則 令和 4年4月 1日一部改正

附則 令和 6年4月 1日一部改正

別表Ⅰ 20年経験者研修の対象から除外する者

(1)	管理職及び管理職候補者名簿に登載された者
(2)	県教育委員会又は市町村教育委員会が認める者
(3)	長期研修に派遣された者
(4)	自立活動担当教員（看護教員）

別表Ⅱ 校（園）内研修の「標準的内容」

校（園）内研修	
内容	【必須報告事項】 ○研究授業（授業公開）・研究協議の実施 ○健康・食育に関する講義等の実施 <u>《養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員等》</u> <選択報告事項> ○学校運営や専門的知識・教養に関する講義・演習の受講